

陳暘樂圖論校積（二）

児玉憲明

樂書卷第九十六^a

樂圖論^b

序樂 原律 備數

審度 和聲

序樂

周官大司樂、以六律六同五聲八音六舞、大合樂。大師、掌六律六同、以合陰陽之聲。陽聲黃鍾太簇姑洗蕤賓夷則無射、陰聲大呂應鍾南呂函鍾小呂夾鍾。皆文之以五聲宮商角徵羽、皆播之以八音金石土革絲木匏竹。由是觀之、六律六同、所以考五聲、五聲所以成八音、八音所以節六舞。故先王作樂、先之以律同、繼之以五聲、成之以八音、終之以六舞。則發諸聲音、形諸動靜、性術之變盡於此矣。然先王立樂之方、先後有倫而不亂、終始有彝而不變。循乎道之序、君子以成焉、明乎樂之序、君子以終焉。圖之以著制器之象、論之以明尚象之意。故先同律、次五聲、又次以八音、而以歌舞終之。此樂之大凡也。

大象無形、大音希聲。故五聲樂之象、而非大象也。八音樂之器、而非大音也。大象大音、同冥於太虛之妙。蓋將載道而與之俱矣。庸詎不爲樂之本歟。今夫三才之道參和爲冲氣、五六之數一貫爲中

合。故參兩合而五聲形焉、參伍合而八音生焉、二六合而十二律成焉。其取數雖多、要之會歸於中而已。是樂以太虛爲本、而聲音律呂又以中聲爲本也。昔伊耆氏實始作樂、以謂土位中央、而於陰陽爲冲氣。籥生黃鍾、而於律呂爲中聲。始乎土鼓中聲出焉、中乎黃桴中聲發焉、卒乎葦籥中聲通焉。樂之所本如此、豈不爲天地之和人道之正也哉。雖然樂本於太虛、而聲音又本於人心。人心居中以治五官、非聲而所聲者、自是而發而聲、聲者實該而存焉。是知心以情變、聲以心變。本乎哀心感者聲之變也、嗾以殺、本乎樂心感者聲之變也、擘以緩。至於本乎喜怒哀敬愛之心而其聲之變也亦如之。苟窮本知變、則樂之情文得矣。知其情者能作、知其文者能述。非深通乎本末者、其孰能與此。

〔校勘〕

a 本稿の底本は宋刊本（「國立國會圖書館攝製北平圖書館善本書膠片樂書殘存三十一卷」所収）である。「樂書卷第九十六」、四庫全書本は「樂書卷九十六」に作る。また四庫全書本にはこの行の前に「欽定四庫全書」の一行がある。

b 「樂圖論」四庫全書本は「樂書卷九十六」と「樂圖論」の間、「宋陳暘撰」の一行がある。方濬師本には「宋宣德郎秘

書省正字陳暘譟」の一行がある。

- c 「太簇」 四庫全書本、方濬師本は「太簇」に作る。
- d 「參伍」 方濬師本は「參五」に作る。
- e 「昔」 方濬師本は「若」に作る。

〔訳〕

楽書卷第九十六

楽図論

序楽 原律 備数 審度 和声

序楽

『周官』の「大司楽」に「六律、六同、五声、八音、六舞を以て大いに楽を合はす」と言い、「大師」に「六律六同を掌りて以て陰陽の声を合はす。陽声は黄鍾、太簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射。陰声は大呂、応鍾、南呂、函鍾、小呂、夾鍾。みな之を文するに五聲の宮商角徵羽を以てし、みな之を播するに八音の金石土革絲木匏竹を以てす」と言う。このことから考えると、「六律六同」は「五声」を定める根拠であり、「五声」は「八音」を作る根拠であり、「八音」は「六舞」に節度を与える根拠である。それゆえ、古代の王者が音楽を創作するには、最初に「律同」を定め、ついで「五声」を定め、「八音」で完成し、最後に「六舞」に至った。つまり音響に始まって、身体の動作で表現することによって、人間の本性のあらゆる変化が尽くされるのである。それゆえに、古代の王者が音楽を創作するやりかたは、その順序に道理と法則があつて混乱することはないのである。道の順序に従つて君子は完成し、音楽の順序に従つて君子は終わる。図解することによって

器物の形状を明確に示し、議論することによって形状を尊重する意義を明確にした。⁴ それゆえ、まず「律同」、次に「五声」、さらに「八音」と続き、歌と舞で完了するのである。以上は音楽の概略である。

「大象は形なく、大音は響きに乏しい」と言う。⁵ つまり「五声」は音楽の「象」ではあるが「大象」ではない。「八音」は音楽の「器」ではあるが、「大音」ではない。「大象」「大音」は、その幽冥な性質が「太虚」の精妙と同じである。「道」を委ねてひとつになるものである。⁶ これぞ音楽の根本ではなかるうか。さて、天地人の道が一体となって調和して「冲気」となる。「五声」「六律」の数が一貫して「中合」となる。ゆえに「三」と「二」がひとつになって「五声」が形成される。「三」と「五」がひとつになって「八音」が生成する。「二」と「六」がひとつになって「十二律」が完成する。さまざまな数値が存在するが、つまりは「中」に集約される。以上のことは、音楽が「太虚」を根本とし、「五声」「八音」「十二律」は「中声」を根本とするということである。

昔、伊耆氏⁸が音楽を創始するのに、土を中央に置いたのは、陰陽においては「冲気」である。「籥」から黄鍾を生成したのは、陰陽においては「中声」である。まず「土鼓」が「中声」を出し、ついで「黄桴」が「中声」を発し、最後に「鞀籥」で「中声」が通じるのである。音楽の根拠はこのようであるから、まことに天地の調和、人道の純正ではないか。音楽は「太虚」を根拠とするのであるが、「五声」「八音」は「人心」を根拠とする。「人心」は人の中央に存在して五官を統御している。声ではないのに声となるのは、これ（心）から発生して声になるのであり、声は「人心に」備わっているのである。心は感情によって変化し、声は心によって変化することが理解できよう。悲哀の心をよりどころとし

て感じる者は、声の変化がかすれてか細い。愉樂の心をよりどころとして感じる者は、声の変化が豊かでゆるやかである。そのほかの喜怒哀愛の心をよりどころにする者も、声の変化は同様である。根元を把握して変化を理解するなら、音楽の内容と形式が明らかとなる。内容を理解する者は創作でき、形式を理解する者は伝えることができる。全容に深く通じる者でなければだれが関与できるだろうか。

〔注〕

- 1 『周禮』(春官・大司樂)による。現行『周禮』に同じ。
- 2 『周禮』(春官・大師)による。現行『周禮』に同じ。
- 3 『禮記』(樂記)による。「夫樂者樂也。人情之所不能免也。樂必發於聲音、形於動靜、人之道也。聲音動靜、性術之變、盡於此矣(音楽は楽しみであり、人情の避けることができなものである。楽しんだ時にならず声がでて体が動くのは人の本来のあり方である。声や動作に、人の本性のすべてが現れる)」とある。
- 4 『易』(繫辭上)による。「以制器者、尚其象(器物を制作する者は、〔易の卦の〕象を手本にする)」とある。
- 5 『老子』(王弼本)四十一章による。現行『老子』は「大方無隅、大器晚成、大音希聲、大象無形」とあり、句の順序が違ふ。
- 6 『莊子』(天運)による。「樂也者始於懼、懼故崇。吾又以次之以怠、怠故遁、卒之於惑、惑故愚、愚故道。道可載而與之俱也(音楽を聴くとまず恐れ、恐れが起き、恐れるがゆえに取り憑かれたようになる。私はその次に心をゆつたりさせる。ゆつたりするので現実を離れ、ついに混乱する。混乱するの

で愚者となり、愚者であるがゆえに道と一体となる。道は、委ねていつしよになれるものである」とある。陳陽の示す句(載道而與之俱矣)と現行『莊子』の句(道可載而與之俱也)は完全に同じではない。『莊子』自体が難解であり、そのため陳陽の論旨も定め難い。

- 7 『漢書』(律曆志上)に「天之中數五、五爲聲(天の中央の数が五で、五が声である)」「地之中數六、六爲律(地の中央の数が六で、六が律である)」と言ひ、「六律五声」に根拠を与えている。「中合」はこれを踏まえた概念で、天の数(一、三、五、七、九)の中央「五」と、地の数(二、四、六、八、十)の中央「六」である。『樂書』(卷四)に「蓋天五地六、天地之中合也」、同(卷四十一)に「天五地六、天地之中合也」、同(卷一百)に「天五地六、天地之中合也」と「中合」の句が見える。

- 8 伊耆氏は『禮記』(明堂位)に見える上古の王者。「土鼓黃桴葦籥、伊耆氏之樂也(土鼓、黃桴、葦籥は伊耆氏の樂)」とある。「土鼓」は土製の鼓、「黃桴」は土製のばち、「葦籥」はあしのふえ。「明堂位」に対する陳陽の「訓義」(『樂書』卷第七)に「中央爲土、天地冲和之氣在焉。樂也者鍾冲氣之和者也。以上爲鼓則中聲具焉。以黃爲桴則中聲發焉。以葦爲籥則中聲通焉。籥之爲器、如笛三孔、通中聲故也(方位において)中央が土で、天地の冲和の氣がそこにある。樂は冲氣の調和を集めたものである。土で鼓を造ればそこに冲氣が備わる。土でばちを造れば中声が発する。あしで籥(ふえ)を造れば中声を通じる。籥の形状は笛に似ているが、穴が三つである。それは中声を通じるからである」とあり、趣旨は同じだが、ここの記述より明快である。

9 『禮記』（樂記）による。「其哀心感者、其聲唯以殺。其樂心感者、其聲嘽以緩。其喜心感者、其聲發以散。其怒心感者、其聲粗以厲。其敬心感者、其聲直以廉。其愛心感者、其聲和以柔」とある。

10 『禮記』（樂記）による。「窮本知變、樂之情也（人心の根本を究明し声音の変化を理解することが音楽の内実である）」とある。

原律

昔黄帝正名百物、爰命伶倫、自大夏之西、斷嶰谷之竹、取其自然圓虛者三寸九分、而吹之以爲黃鍾之宮。（取其竅之厚且均者兩節間也。）又制十二筩、象鳳凰之鳴、別陰陽之聲、應十二中氣、而律呂備矣。此黃鍾所以爲律本、而律又爲萬事本也。蓋律以竹爲管者、天生自然之器也。以黍爲實者、天生自然之物也。以天生自然之物、實天生自然之器、則分寸之短長、容受之多寡、聲音之清濁、權衡之輕重、一本之自然、而人爲不預焉。此中和之聲所以出、而大樂所以成也。

今夫天地分位則陰陽升降、清濁所以殊音也。寒暑變節則四方列位、聲音所以殊響也。斗杓移指則十二月異辰、律呂所以別氣也。然律呂之制、蓋原於數度、終於衡量。其爲數也、始乎一二、卒乎不可窮、則萬變之多、可得而知矣。其爲度也、始乎毫釐、卒乎不可圍、則四海之表、可得而揆矣。爲量、則始自主撮而可以量江海、雖元氣浩浩可測也。爲鈞、則始自錙銖而可以等華嶽、雖坤靈磅礴可度也。絛是知、聲律之妙、於大不終、於細不遺、窮高極遠、而測深厚。造化不能遺其功、鬼神不能遁其情。况其顯顯者乎。古人

嘗謂不出戶知天下、不窺牖見天道、聲律之謂也。樂苑曰、律之爲用、窮天地之聲、盡天地之數、播之於樂、動天地、感鬼神、和人心、變風俗、非至聖孰能與於此。後世有作、易竹以銅、是以人爲之器實天生之黍、則分寸容受、安得不差、聲音輕重、安得不紊乎。若然求陰陽之氣効於律、中和之聲効於樂、亦已難矣。

〔校勘〕

- a 「三寸」 方濬師本「九寸」に作る。
- b 「知」 四庫全書本「若」に作る。
- c 「用」 四庫全書本「器」に作る。

〔訳〕

原律

昔、黄帝が万物に正しい名称を与えようとし、そこで伶倫に命じた。大夏国の西から嶰谷の竹を切り出し、そのうちの天然に断面が正円のもので長さ三寸九分のものを選び、これを吹いて「黄鍾の宮」と定めた。（穴が大きくて均等な竹の、節と節の間を使うのである。）さらに十二の竹筒を作り、鳳凰（雌雄）の鳴き声にかたどり、陰と陽の音に二分した。十二の（中氣）に対応することで律と呂が確定した。これが、黄鍾が音律の根本であり、音律が万事の根本原理となる原理である。思うに、音律の管が、竹を用いて製作される理由は、「竹の管が」天然自然の器具だからである。（管の容積を調べるのに）黍（キビ）を満たすのは、「黍が」天然自然の物だからである。天然自然の物を天然自然の器具に満たすなら、長さ、容積、音の高さ、重量はすべて「自然」にもとづき人間の関与はない。以上が「中和」の音が生まれる原理であ

り、最上の音楽が作られる原理である。

さて、天と地が分かれて陰陽の気が上昇・下降する。高音から低音まで異なる音が存在する原理である。寒気と暖気が季節を変化させて東西南北が定まる。楽音が響きを異にする原理である。北斗の柄が方位を変えて十二か月の位置が移り変わる。律呂が十二の氣に配当される原理である。したがって律呂の制度は〈数〉と〈度〉に始まり、〈量〉と〈衡〉に終わる。「数」としては〈一〉と〈二〉に始まり無限に至るので、変化の多様さは知るべくもない。「度」としては〈毫〉と〈釐〉²に始まり計り知れない長さに至るので、四海の広さも測定できる。「量」としては〈圭〉と〈撮〉³に始まり長江や大海の水量を計ることができるので、天地を満たす「元氣」の体積も測定できる。「鈞」としては〈籥〉と〈銖〉に始まり華山や嶽と同じ重さを扱えるので、すべての坤靈（地の神）の重さを計測できる。このことから、音響の精妙さは、大きなものも限りなく、小さなものも残すことなく、高さを窮め距離を極めて、どんな深いところでも、どんな厚みのあるものでも計測できることがわかる。造化の神もその働きを無視できず、鬼神もそのありかたから逃れることはできない。まして目に見える実在するものであればなおのことである。古人が「戸口から出ることなく天下を知り、窓から覗くことなく天道を見る」⁴と言ったのは、音律のことである。『楽苑』⁵に「律の効用としては、天地の響きを窮め、天地の数を尽くす。音楽に用いるなら、天地を動かし、鬼神を感じさせ、人心を協和し、風俗を変える。至聖の者でなければ誰が関与できようか」とある。後世の制作では、竹に代えて銅を用いた。これでは人為的な道具に自然のキビを満たすことにならないから、その長さや容積にどうして誤差が生じないだろうか。音響の高低にどうして混乱が生じないだろうか。そのような方法な

ら、律管で陰陽の気を明らかにし、音楽で中和の音を明らかにすることを求めても、とうてい無理である。

[注]

1 十二律の起源を伝えるこの説話は『呂氏春秋』（仲夏紀・古楽）に初見で、以後、様々な文献に転用されている。『漢書』（律曆志）、『説苑』（脩文）、『風俗通義』（聲音）、『宋書』（律曆志）などであるが、字句に少なからぬ異同があり、解釈も安定しない。

2 「毫」は一寸の千分の一。「釐」は一寸の百分の一。

3 「圭」は六粒の粟の体積。「撮」は六十粒の体積。

4 「老子」（王弼本）四十七章の句。「不出戸知天下、不闚牖見天道」とある。

5 書名。『宋史』（藝文志一）に「楽苑五卷」、『通史』（藝文二）に「楽苑五卷（陳游）」とあるが伝わらない。『楽苑』の引用がどこまでか定め難いが、暫時「非至聖孰能與於此」までとした。

備數

物生而後有象、象而後有滋、滋而後有數。聖人原數之始、而以隸首作之。變之以參伍、會之以錯綜、歷十二辰、而五數備矣。蓋天地自然之數、紀於一、協於十、長於百、大於千、衍於萬。未有不起自黃鍾九寸之律也。列子曰、一變而爲七、七變而爲九、九者究也。乃復變而爲一。故黃鍾之律、以九寸爲度。自一而始、至九而究、復歸於一而已。一之爲數、數之宗也。故以一益九而爲十、

以十益九而爲百、以百益九而爲千、以千益九而爲萬。一、十、百、千、萬、所同用也。律、度、量、衡、其別用也。故體有長短、檢之以度、而不失毫釐。物有多寡、受之以量、而不失圭撮。量有輕重、平以權衡、而不失黍累。聲有清濁、協以律呂、而不失五音。夫然後幽隱之情、精微之變、可得而觀矣。

臣嘗考周禮大司徒九數之法。一曰方田、以御田疇界域。二曰粟米、以御交質變易。三曰贏分、以御貴賤廩稅。四曰少廣、以御積畷方圓。五曰商功、以御功程積實。六曰均輸、以御遠近勞費。七曰盈朒、以御隱雜互見。八曰方程、以御錯揉正圓。九曰句股、以御高深廣遠。苟乘以散之、除以聚之、伶倫爲竹管、室灰爲候、以揆百度、未有不得數而有常矣。先儒第弗深考、反疑古數爲舛、而以宋祖冲綴術之法爲密、眞目論也。

〔校勘〕

- a 「以百益九」 方濬師本は「以百」の二字を脱す。
- b 「祖冲」 四庫全書本、方濬師本は「祖中」に作る。

〔訳〕
備数¹

「物が生まれると形象が生じ、形象が定まるとそれが増え、増えると数になる²」と言う。聖人は数の根本を求め、隸首³にそれを製作させた。〈三〉と〈五〉で変化させ、入り混じって合わせ、十二辰を一巡して「五数」(一、十、百、千、万)が完備した。天地の数は、〈一〉に始まり、〈十〉で集まり、〈百〉で成長し、〈千〉で広がり、〈万〉で盛んになる。黄鍾の九寸に始まらないものはないのである。列子は言う、「〈一〉が変化して〈七〉となり、〈七〉が

変化して〈九〉となる。〈九〉は〈究〉である。さらに変化すると〈二〉に復帰する⁵」と。ゆえに黄鍾の律管は「九寸」を基準の長さとする。〈二〉に始まり、〈九〉で極まり、〈一〉に戻るののである。〈二〉の数としての性質は、数の根本である。ゆえに〈二〉を〈九〉に加えると〈十〉になり、〈十〉を〈九〉に加えると〈百〉になり、〈百〉を〈九〉に加えると〈千〉になり、〈千〉を〈九〉に加えると〈万〉になる。〈二〉〈十〉〈百〉〈千〉〈万〉は共通して用い、〈律〉〈度〉〈量〉〈衡〉は異なるものを使う。ゆえに「体」に長短の差異があるが、〈度〉によって測定すれば「毫釐」の誤差もない。「物」に多寡の差異があるが、〈量〉によって計量すれば、「圭撮」の誤差もない。「量」に軽重の差異があるが、〈權衡〉によって計量すれば、「黍累」の誤差もない。「声」に高低の差異があるが、〈律呂〉によって調律すれば、「五音」を外れることがない¹⁰。こうして初めて目に見えない存在やかすかな変化も確認することができる¹¹。

『周禮』(大司徒)の「九数」の理論を考察したことがある。一は「方田」で、水田の境界を扱う。二は「粟米」で、物の換算を扱う。三は「贏分」で、分配の計算を扱う。四は「少広」で、面積と体積を扱う。五は「商功」で、事業の工程と体積を扱う。六は「均輸」で、遠近による貨金の差を扱う。七は「盈朒」で、過不足からの逆算を扱う。八は「方程」で、正負の混在を扱う。九は「句股」で、「直角三角形を用いた」高低・遠近を扱う。分母を分子に掛けて細かくし、約分することで粗くする¹⁴。伶倫が竹の律管を作り、密室の灰を用いて観測することにより、多くの法則が明らかになったが、「その過程で」かならず数値が得られて法則が定まった¹⁶。先儒はただ深く考えることなく、逆に過去の数理を誤りだとして疑念を抱き、宋の祖冲之の『綴術』の計算を精密だと考えた¹⁷。

まことに浅薄な論である。¹⁸

〔注〕

- 1 この項、多く『隋書』（律曆志上）の「備數」に拠っているが、字句に異同がある。
- 2 『春秋左氏傳』（僖公十五年）の文。「象」は形によつて占断する「龜卜」で、「數」は筮竹の操作によつて占断する「筮占」にあたる。『隋書』もこれを引くが、「傳、物生而後有象、滋而後有數」に作る。
- 3 黃帝の時の人で計算に秀でていたとされる。『後漢書』（律曆志上）に「隸首作數（隸首が算術を確定した）」とある。劉昭の注に引く『博物記』に「隸首、黃帝之臣」とある。
- 4 「一」に始まり、以下は『漢書』（律曆志上）の句である。
- 5 『列子』（天瑞）による。「九」は〈究〉である（九者究也）を現行『列子』は「九變者究也」に作る。また類似の句が『易緯乾鑿度』（聚珍版叢書本）に見え、「一變而爲七、七變而爲九、九者氣變之究也、乃復變而爲一」とある。
- 6 「律、度、量、衡、其別用也」を『隋書』は「律、度、量、衡、歷、率、其別用也」に作る。
- 7 「物有多寡」を『隋書』は「物有多少」に作る。
- 8 「受之以量」を『隋書』は「受之以器」に作る。
- 9 「黍」はキビ一粒の重量。「累」は十粒の重量。「平以權衡、而不失黍累」を『隋書』は「平之以權衡、則不失黍絲」に作る。
- 10 「協以律呂、而不失五音」を『隋書』は「協之以律呂、則不失宮商」に作る。
- 11 「夫然後幽隱之情、精微之變、可得而覩矣」を『隋書』は「故幽隱之情、精微之變、可得而綜矣」に作る。
- 12 『周禮』（地官・保氏）に「保氏、掌諫王惡、而養國子以道、乃教之六藝（中略）六日九數（保氏は王の惡を諫めることを管掌し、國子を正道に導き六科目の技芸を教える。（中略）六番目が九種の算術である）」とある。鄭司農の注に「九數は方田、粟米、差分、少廣、商功、均輸、方程、贏不足、旁要」とあり、細目の名称がやや異なる。鄭司農は『九章算術』に拠つたと思われるが、現行『九章算術』（四部叢刊本）の目は「方田、粟米、衰分、少廣、商功、均輸、方程、盈不足、句股」で、これもまた異同がある。『樂書』が依拠したと思われる『隋書』は「方田、粟米、衰分、少廣、商功、均輸、盈朒、方程、句股」である。『隋書』の「衰分」を『樂書』は「贏分」に作る。
- 13 原文は「以御錯揉正圓」であるが、「圓」は「負」の誤りである。『九章算術』『隋書』ともに「正負」に作る。
- 14 『九章算術』（方田）の劉徽の注による。「乘以散之、除以聚之、齊同以通、此其算之綱紀乎（分子と分母を掛けて分け方を細かくし、約分して分け方を粗くし、〈通分〉によつて分け方を同じにする。これが算術のかなめであろう）」とある。
- 15 揚雄『太玄』（玄瑩）の句。「泠竹爲管、室灰爲候、以揆百度」とある。「室灰」は「候氣術」のこと。灰を詰めた律管を密室内に並べて季節の「氣」を感じる技術。『後漢書』（律曆志上）に見える。
- 16 『禮記』（樂記）の「百度得數而有常（音楽のあらゆる性質が数値によつて普遍の法則となる）」による。
- 17 祖冲之は劉宋の人。曆法に精通した。「密率」は円周率。『隋書』（律曆志上）に「密率、円径一百十三、円周三百五十五

(円の直径を百十三とすると、円周は三百五十五)とある。すなわち祖冲之の円周率は $355/113 \approx 3.14159292$ である。

18 陳暘の立場は「円周率三」である。巻第百三「律呂圍徑」の項に伶倫が律管を定めた説話を引き「徑三分圍九分、蓋本於天、物生出自自然、非繇輕重之數也(直径三分で周囲が九分は天にもとづくもの。物が生まれるのは自然を根拠としており、数の大小にもとづくのではない)」「三分、參天之數也、圍九分、終天之數也(直径三分は參天之數である。円周九分は終天之數である)」と言う。

審度

古者以聲爲律、以身爲度。故按指知寸、布手知尺、舒臂知尋。推而變之、而五度審矣。今夫以子穀秬黍中者、度一黍之廣、九十分爲黃鍾之長。一黍爲分、十分爲寸、十寸爲尺、十尺爲丈、十丈爲引。蓋所以度長短也。且黃鍾之律不過九寸、然物以三成、音以八生。以三乘九、故二尺七寸而一幅。以五乘八、故四丈而一疋。是始於分、終於丈、五度之大凡也。

後世起度之法、雖或不一、然論分不過孫子之筭術。(蠶吐絲爲忽、十忽爲杪、十杪爲毫、十毫爲釐、十釐爲分。)論寸不過淮南子之剡粟。(秋分而禾剡定、剡禾穗芒也。律數十二、故十二剡當一粟、十粟當一寸。)論丈引不過漢銅竹之法。(漢法用銅、高一寸、廣二寸、長丈、而分寸尺丈存焉。用竹爲引、高一寸、廣六分、長十丈、高廣之數、陰陽之象也。)要之、不出以身爲度之意也。周禮、璧羨以起度、而禮樂興焉。然則先王作樂、本之度數、稽之齊量、而舉得其中。則樂之寓諸器數、惡往而非中聲哉。易緯有十馬

尾爲分之論、是或一説也。

聖朝因循唐令、以累黍之廣爲尺、調鍾律測晷景。

太祖常患雅樂太高、詔和峴取王朴尺、校司天監銅尺、爲短四分。又出上黨秬黍、令峴累之按尺、與銅表冥合。由是峴論樂聲之高、疑在尺短、更用銅尺改定鍾石。

太宗詔李照修正雅樂、以太府鐵尺爲正、比王朴尺長三寸、比景表尺三寸六分。後得河東秬黍大者縱累之、然後鑄銅爲新尺、質之古器。惟晉荀勗新造者尤相諧韻、可謂密切而有正也。阮咸議之誣矣。

〔校勘〕

- a 「且」 四庫全書本は「具」に作る。
- b 「測」 四庫全書本は「則」に作る。
- c 「荀勉」 方濬師本、同じ。四庫全書本は「荀勗」に作る。
- d 「阮咸」 方濬師本は「阮成」に作る。

〔訳〕

審度

昔は(人間の)声にもとづいて音律を定め、身体にもとづいて尺度を定めた。ゆえに指を測れば「正しい」「寸」がわかり、手を広げれば「尺」がわかり、両腕を伸ばせば「尋」がわかる。ここから演算して数値を変化させて「五度」(分、寸、尺、丈、引)が確定した。現在は、クロキビの程度のものを用い、一粒の幅を測ってその九十粒を黄鍾の長さとし、キビ一粒が「分」、十分が「寸」、十寸が「尺」、十尺が「丈」、十丈が「引」である。これが長さを定める根拠となっている。また黄鍾律管はわずか九寸にす

ぎないが、物は〈三〉によって完成し、音は〈八〉によって生まれる。〈三〉を〈九〉に乗じるので二尺七寸が「一幅」である。〈五〉を〈八〉に乗じるので四丈が「一疋」である。つまり「分」に始まり「丈」に終わるのが「五度」（五つの単位）の概略である。

後世の尺度の基準を定める理論は一つではないが、「分」については孫子の算術³を超えるものはない。（蚕が吐く糸が「忽」、十忽が「秒」、十秒が「毫」、十毫が「釐」、十釐が「分」である。）⁴「寸」については『淮南子』の「剡粟」を超えるものはない。（秋分に「剡」が硬くなる。「剡」とは稲の穂先である。律の数は十二であるから、十二剡が「一粟」にあたり、十粟が「一寸」にあたる。）⁵「丈」と「引」については漢の「銅竹」の理論を超えるものはない。（漢の方法では銅を用いた。高さが一寸、幅が二寸、長さが一丈。これで「分」「寸」「尺」「丈」が揃う。竹を用いて「引」を定める。高さが一分、幅が六分、長さが十丈である。高さと同数の値は陰陽の象徴である。）⁶以上を要するに、身体によって尺度の基準とする以上の説ではない。『周禮』によると、「璧羨」によって尺度の基準を定め、それによって「礼楽」が創られたのである。そうであるならば、古代の王者が音楽を創作するには、〔律管の〕長さを根拠とし〔鐘の〕容積を参照して雅正な音を用いたのである。そうすれば音楽を器物の形状にもとづけても、「中声」にはずれることがあるか。「易緯」に馬の尾の十本を「分」とする論⁹があるが、これも一説である。

わが聖朝は唐令を踏襲し、キビの幅で尺度を定め、鍾律を整えて日陰の長さを観測した。¹⁰

太祖は雅楽の音が高すぎることを常に悩み、和峴に命じて王朴の尺を取り寄せて司天監の銅尺と比較させたところ、四分だけ短か

かった。さらに上党郡のクロキビを提出させて、和峴にその種子を並べ（て長さの基準として）一尺の長さを測定させたところ、「銅表」と一致した。このことから、和峴は、音楽の音が高いのは尺度が短いことが原因ではないかと考え、「銅尺」に依拠して楽器を作り直した。¹¹

太宗は李照に命じて雅楽を修正させ、太府の「鉄尺」を純正とした。王朴の尺より三寸長く、「景表尺」より三寸六分長かった。その後、河東のクロキビの大きなものを入手して縦に並べ（て尺度を定め）、銅を鑄造して「新尺」とし、古代の器物で検証した。晉の荀勗が改鑄したものだけが一致した。緻密かつ正確と言える。阮咸がこれを批判したのは誤りである。¹²

〔注〕

1 『漢書』（律曆志上）による。「以子穀秬黍中者、一黍之廣、度之九十分、爲黃鍾之長。一爲一分、十分爲寸、十寸爲尺、十尺爲丈、十丈爲引」とある。

2 『淮南子』（天文）に類似の記述がある。「物以三生、三九二十七。故幅廣二尺七寸。音以八相生、故人脩八尺。（物は〈三〉によって生まれる。三九で二十七。ゆえに一幅は二尺七寸である。音は〈八〉によって生まれる。ゆえに人の〔腕を伸ばした〕長さは八尺である。〕」「音之數五、以五乘八、五八四十、故四丈而爲匹（音の数は〈五〉である。五を八に乗じ、五八で四十。ゆえに四丈を一匹とする。）」（四部叢刊本による）と。

3 『孫子算經』を指す。算術の書で、『隋書』（經籍志）は「子部・曆數」に、「四庫全書」は「子部・天文算法類」に、それぞれ収める。「知不足齋叢書」等に「李淳風等奉勅注釋」として伝わるが、本文のみで注釈を欠く。書名の「孫子」はおそ

らく孫武に仮託したものである。

- 4 知不足齋叢書所収の『孫子算經』には「度之所起、起於忽。欲知其忽、蠶吐絲爲忽、十忽爲一絲、十絲爲毫、十毫爲一釐、十釐爲一分」とあり『樂書』の引用とは異同がある。

- 5 『淮南子』（天文）による。ただし現行『淮南子』の本文にはかなりの混乱があり、ここの『樂書』の引用とも出入がある。すなわち現行本（四部叢刊本）は「秋分蕞定、蕞定而禾熟。律之數十二、故十二蕞而當一粟、十二粟而當一寸（秋分に穗先が硬くなる。穗先が固まれば稲が実る。律の数は十二であるから、十二本の穗先が「一粟」であり、十二粟が「一寸」である）」に作る。

- 6 『漢書』（律曆志上）による。「其法用銅、高一寸、廣二寸、長一丈、而分寸尺丈存焉。用竹爲引、高一分、廣六分、長十丈。其方法矩、高廣之數、陰陽之象也（その原器は銅を用いる。高さが一寸、幅が二寸、長さが一丈で、分、寸、尺、丈が揃う。竹によって「引」を作る。高さが一分、幅が六分、長さが十丈で、直角はさしがねを基準とする。高さとは幅は、陰（六）と陽（一）の象徴である）」とある。

- 7 『周禮』（春官・典瑞）に「璧羨以起度（璧羨の形状を長さの基準とする）」とある。「璧」は円形の玉器である。「羨」は楕円の意。正円の「璧」は直径が九寸で、その左右から半寸ずつを減じて上下に加える。つまり上下の径が十寸、左右の径が八寸の楕円となる。

- 8 『禮記』（樂記）に「先王本之情性、稽之度數（先王は〔音楽を創造するにあたって〕人の性情に根拠を置き、数理に照らし）とある。『周禮』（春官・典同）に「凡爲樂器、以十有二律爲之數度、以十有二聲爲之齊量（樂器を調律するには、

十二の律管を長さの基準とし、十二の鐘の音を容積の基準とする）」とある。

- 9 『隋書』（律曆志上）の「審度」の項に引く『易緯通卦驗』の句。「易緯通卦驗、十馬尾爲一分」とある。

- 10 『宋史』（律曆志一）等によると、宋の建国当初は、五代の末に王朴が定めた律曆の制度を用いた。

- 11 『宋史』（律曆志一、樂志一）に見える。「銅表」は「影表」ともいい、太陽の高度を測定する標柱である。洛陽に「銅望臬」と称する観測用の標柱があり、またこれと同じ形状の「石尺」が司天台にあったという。

- 12 阮咸は晉の人。音楽に精通した。荀勗が長さの原器を改定し、それにもとづいて作られた樂器の音が高すぎることを阮咸が批判した話は『世説新語』（術解）、『宋書』（律曆志上）などに見える。『宋書』には「晉武帝以勗律與周漢器合、乃施用之。散騎侍郎阮咸譏其聲高、非興國之音（晉の武帝は荀勗の律が周漢の古器に一致すると考えて用いた。散騎侍郎の阮咸は、音が高すぎ、興國の音楽ではないとして批判した）」とある。

和聲

萬類殊形、俱資元氣、衆音異響、俱會五聲。聲非効律、律以和聲、六律六呂而十二辰立矣。五聲清濁而十日行矣。是故宮爲君、不以律和之、則其聲荒、其君驕。商爲臣、不以律和之、則其聲敗、其臣壞。角爲民、不以律和之、則其聲憂、其民怨。徵爲事、不以律和之、則其聲哀、其事勤。羽爲物、不以律和之、則其聲危、其

財匱。若夫聲以質情、律以和聲、聲律相協而八音生、各安其五聲。至於教六詩、又以六律爲之音。豈亦律和聲之位而不相奪倫也。周官大師掌六律六同、皆文之以意歟。傳曰、律明五義法取和聲、此之謂也。

莫非聲也、有正聲焉、有間聲焉。故其聲正直和雅合於律呂、謂之正聲。此雅頌之音、古樂之發也。其聲間雜繁促不協律呂、謂之間聲。此鄭衛之音、俗樂之發也。雅頌之音理而民正、鄭衛之曲動而心淫。然則如之何而可不過乎。黃鍾以生之、中正以平之、確乎、鄭衛不能入也。

樂書卷第九十六。

〔校勘〕

- a 「和聲」 方濬師本は「成聲」に作る。
- b 「壞」 四庫全書本は「壤」に作る。
- c 「其聲」 底本および四庫全書本は「其事」に作る。方濬師本は「其聲」に作る。上文から推して「其聲」とすべきであり、改めた。『樂書』卷第七十六（尚書訓義）に同じ文があり「其聲」に作る。
- d 「律和聲之位」 四庫全書本は「律和聲之謂」に作る。
- e 「樂書卷第九十六」 四庫全書本は「樂書卷九十六」に、方濬師本は「樂書卷九十六終」に作る。

〔訳〕

和声

さまざまな物は形を異にするが、いずれも〈元氣〉を根源とし

ている。多くの音は響きを異にするが、いずれも〈五声〉に集約する。〈五声〉が〈律〉をなぞるわけではない。〈律〉によって〈五声〉を調和させ、〈六律六呂〉によって〈十二辰〉が確立するのである。〈五声〉の音階によって十日がめぐる。それゆえ、〈宮〉が君主であるが、〈律〉によって調和させなければその響きはまともを失い、君主は驕慢になる。〈商〉が臣下であるが、〈律〉によって調和させなければその響きは不正で、臣下は崩壊する。〈角〉が民衆であるが、〈律〉によって調和させなければその響きは憂鬱で、民衆は怨みを抱く。〈徵〉が政事であるが、〈律〉によって調和させなければその響きは哀切で、労役が過酷である。〈羽〉が物資であるが、〈律〉によって調和させなければその響きは不安定で、財政が窮乏する¹のである。また「声によって天地のありかたを正しくし、律によって声を調和し、声と律が協和して〈八音〉が生まれる」と言う。それぞれが〈五声〉において安定することである。「六詩」の教育では、〈六律〉によって音を定めた³。律によって〈五声〉の関係を調和して秩序を乱さないことであろう⁴。『周官』の「大師が六律六同を掌り、みな之を文する⁵」の意であろう。「伝」に「律は五義を明らかにし、法は和声を取る」と言うのはこのことである。

〈声〉に違はないのだが、〈正声〉があり、また〈間声〉がある。〈声〉が正しく調和があつて典雅で律呂にかなうもの、これを〈正声〉という。これが「雅頌の音」⁷であり、古樂の発現である。〈声〉が純粹でなく繁雑で律呂に合わないもの、これを〈間声〉という。これが「鄭衛の音」⁸であり、俗樂の発現である。「雅頌の音」が定まって民衆は正しくなり、「鄭衛の曲」がおこなわれて心情が淫靡となる。それでは、どのようにして間違いを避けることができるのか。「黄鍾によって作りだし、中正によって定めるな

ら、けっして鄭衛の音は侵入できない」のである。

樂書卷第九十六

〔注〕

- 1 以上の五声に関する記述は『禮記』(樂記)にもとづく。「宮爲君、商爲臣、角爲民、徵爲事、羽爲物(中略)宮亂則荒、其君驕。商亂則陂、其官壞。角亂則憂、其民怨。徵亂則哀、其事勤。羽亂則危、其財匱」とある。
- 2 揚雄『太玄經』(太玄數第八)による。ただし「質情」の二字、現行『太玄經』(四部叢刊本など)は「情質」に作る
- 3 『周禮』(春官・大師)に「教六詩。曰風、曰賦、曰比、曰興、曰雅、曰頌。以六德爲之本、以六律爲之音」とある。『周禮』の「六詩」は、『毛詩』(大序)の「六義」に同じ。
- 4 『尚書』(舜典)に「律和聲、八音克諧、無相奪倫(音律によつて〔声〕を調和し、八種の樂器の音が整い、分をこえることがない)」とある。
- 5 『周禮』(春官・大師)による。本卷「序樂」の項に既出。
- 6 不明。
- 7 『論語』(子罕)の「吾自衛反魯、然後雅頌各得其所(私が魯に帰国後、雅と頌が正された)」によつて、正統な音樂を「雅頌」と称する。「雅頌」は、『詩經』の詩篇の三分類(風雅頌)のうちの二つ。
- 8 『禮記』(樂記)に「鄭衛之音、亂世之音也」とあるのにより、鄭と衛の音樂は亡国の響きを含む音樂の代名詞となつた。
- 9 揚雄『法言』(吾子)の句。「交五聲十二律也、或雅、或鄭、何也(使用する五声と十二律が同じであるのに、典雅の

音樂もあれば淫靡な鄭声もあるのはなぜか」という設問に対する答えである。

(二〇二五、六、二三)